

令和5年度 地域づくりへの支援制度一覧

支援区分	事業名	所管	ソフト・ハード別		事業概要	事業実施主体	補助先	補助率・限度額	募集時期	頁
			ソフト	ハード						
第1 市町主体の地域づくりへの支援	市町フレンドシップ推進事業 (調査研究等事業) ※政令指定都市除く	(公財)静岡県市町村振興協会	○		広域的な課題についての調査・研究に関する事業で、課題の解決に向けて十分な効果が期待できる事業	単独の市町(除指定都市)	単独の市町(除指定都市)	2/3以内 補助限度額30,000千円 (単独市町が実施する広域調査研究事業は10,000千円以内) 補助期間3年	前年度11月頃	11
			○		事務の共同化を新たに行う事業又はさらに推進する事業で、事務の効率化や住民サービスの一層の向上が期待できる事業	①広域連合、一部事務組合、複数市町で構成する協議会等 ②複数市町と民間団体で構成する協議会等 ③地域づくり団体	①広域連合、一部事務組合、複数市町で構成する協議会等 ②複数の市町と民間団体で構成する協議会等 ③地域づくり団体に助成する複数の市町			
			○		市町職員グループが実施する広域行政又は地域づくりの推進のための調査・研究に関する事業	広域職員グループ	広域職員グループ			
	地域づくり推進助成事業	(公財)静岡県市町村振興協会	○		地域資源を活かした特色ある地域づくりに取り組む事業に対して助成 ①地域の文化や芸術等の地域資源を活用し、国内外の他地域との交流及び定住人口の拡大を図るための事業 ②県内市町の多彩な魅力をアピールすることで、国内の観光振興やインバウンド拡大を促進するための事業 ③地域の活性化を目的として行う、広報やイベント等の事業 ④市町の直面する課題の解決を図るため、海外の事情を調査研究する事業 ⑤2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催及び大会開催後のレガシー創出に関連して地域振興の増進を図るための事業	市町(除指定都市)、複数の市町、広域団体	市町(除指定都市)、複数の市町、広域団体	10/10以内 1市町1年度あたり4,500千円を限度	随時	15
	地域協働促進助成事業	(公財)静岡県市町村振興協会	○		「新しい公共」を担う活動主体を育成し、行政と多様な活動主体との協働によるまちづくり、地域づくりの推進を支援するための事業に対して助成	市町(除指定都市) 地域団体	市町(除指定都市)	2/3以内 1市町1年度あたり3,000千円を限度	随時	16
地域コミュニティ活性化助成事業	(公財)静岡県市町村振興協会	○		活発なまちづくりを推進することを目的に、快適な暮らしの実現や暮らしの中から生じる課題に対し、住民主体でその解決に取り組む地域コミュニティ団体の活動に対する補助を行う市町を支援	コミュニティ団体 (NPO法人を含む)	市町(除指定都市)	2/3以内 1市町1年度あたり2,000千円を限度	随時	17	

令和5年度 地域づくりへの支援制度一覧

支援区分	事業名	所管	ソフト・ハード別		事業概要	事業実施主体	補助先	補助率・限度額	募集時期	頁		
			ソフト	ハード								
第1 市町主体の地域づくりへの支援	1 イベント開催、調査事業等の実施	多文化共生推進助成事業		○		国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくことのできる地域社会づくりを支援するため、多文化共生推進事業を実施する市町（政令指定都市を除く。）及び当該事業を実施する地域団体等を補助する市町に対し助成	市町(除指定都市) 地域団体等	市町(除指定都市)	1/3以内 1市町1年度あたり 1,000千円を限度	随時	18	
		宝くじスポーツフェア		○		①ドリーム・ベースボール ②はつらつママさんバレーボール ③ドリーム・サッカー	市町(除指定都市)、 県、(一財)自治総合センター	市町(除指定都市)、 県	(一財)自治総合センターが負担 ※一部経費は開催地負担	前年度8月	19	
		コミュニティ助成事業	ア共生の地域づくり助成事業		○	○	地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、すべての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備整備又はソフト事業に対して助成	市町(除指定都市)	市町(除指定都市)	対象経費の100%以内限度額10,000千円 (ソフト事業の場合は5,000千円)	前年度8月	22
			地域づくり助成事業	イ活力ある地域づくり助成事業	○		地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色あるソフト事業に対して助成	市町(除指定都市)、 広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会及び実行委員会等	市町(除指定都市)、 広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会	10/10以内 2,000千円を限度	前年度8月	24
				広域連携推進助成事業	○		複数の助成対象団体が共同して広域的な連携を目的として実施するソフト事業	市町(除指定都市)、 広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会及び実行委員会等	市町(除指定都市)、 広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会	10/10以内 2,000千円を限度		
			青少年健全育成事業		○		青少年の健全育成に資するために行われる親子が共に参加する活動やイベント等に対して助成	市町(除指定都市) コミュニティ組織	市町(除指定都市)	10/10以内 300千円～1,000千円を限度	前年度8月	27
			シンポジウム助成事業		○		活気に満ちた地域社会づくりの推進を図るため実施するシンポジウム等への助成	市町、県	市町、県	1事業につき 3,000千円を限度	前年度8月	29

令和5年度 地域づくりへの支援制度一覧

支援区分	事業名	所管	ソフト・ハード別		事業概要	事業実施主体	補助先	補助率・限度額	募集時期	頁	
			ソフト	ハード							
第1 市町主体の地域づくりへの支援	1 イベント開催、調査事業等の実施	地域総合整備資金貸付制度 (ふるさと融資)		○	市町又は県が財団の支援の下に、地域振興に資する民間事業に対して、地域総合整備資金(無利子)の貸付を行い、魅力あるふるさとづくりを推進	民間事業者	民間事業者	貸付対象費用から補助金を控除した額の35%を上限(過疎地等は45%を上限) ・貸付の財源として地域総合整備資金貸付事業債を起債(充当率100%) ・利子負担相当額の75%を交付税措置	随時	31	
		ふるさとものづくり支援事業		○	○	企業等の地域資源を活用した新商品開発等に対し市町が支援を行う場合に、ふるさと財団が当該市町に対し補助金を交付	市町	市町(除指定都市) (企業等には市町からの補助金となる)	2/3以内(過疎地域、みなし過疎地域、離島地域、特別豪雪地帯においては、9/10以内) 補助上限額 ・Aタイプ:10,000千円 ・Bタイプ:5,000千円 ・Cタイプ:1,000千円 ・Dタイプ:2,000千円	前年度 10月上旬～ 12月上旬	35
		まちなか再生支援事業		○		まちなか再生に取り組む市町に対して具体的・実務的ノウハウを有する専門家に業務の委託等をする費用の一部を助成	市町(除指定都市)	市町(除指定都市)	2/3以内 7,000千円以内	前年度 11月～12月	37
		地域イノベーション連携モデル事業		○		Society5.0の様々な可能性を活用する地域を実現するため、地域イノベーション連携についてモデルとなる市町によるケーススタディに対して支援	市町(除指定都市) 複数の市町村が共同で事業を実施する場合は、当該事業を代表する団体及び共同する全ての団体	市町(除指定都市) 複数の市町村が共同で事業を実施する場合は、当該事業を代表するは代表団体	2/3以内 8,000千円以内	前年度12月頃	38
		地方創生に向けて “がんばる地域”応援事業		○	○	「地方創生」に向けて、市町または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対して助成 ア 地方創生人材育成伴走型支援事業 イ 地域経済循環分析事業 ウ 一般事業	市町(除指定都市)、 広域連合、一部事務組合、協議会、地域団体等	市町(除指定都市)、 広域連合、一部事務組合、協議会	10/10以内 ア 上限1,500千円 イ 上限2,000千円 ウ 上限1,500千円	前年度11月下旬	39

令和5年度 地域づくりへの支援制度一覧

支援区分	事業名	所管	ソフト・ハード別		事業概要	事業実施主体	補助先	補助率・限度額	募集時期	頁	
			ソフト	ハード							
第1 市町主体の地域づくりへの支援	2 施設・備品の整備	コミュニティ施設整備事業		○	コミュニティづくりの推進を図るため、コミュニティ施設の整備又はコミュニティ組織が行う地区集会施設の整備に対する補助を行う市町を支援	市町(除指定都市) コミュニティ組織	市町(除指定都市)	1/3以内又は市町補助額の1/2以内 4,000千円を限度	前年度3月	41	
		コミュニティ施設改修助成事業	(公財)静岡県市町村振興協会		○	コミュニティづくりの推進を図るため、コミュニティ組織が行う地区集会施設のUD化又は耐震化整備に対する補助を行う市町を支援	コミュニティ組織	市町(除指定都市)	1/3以内又は市町補助額の1/2以内 1市町1年度あたり 2,100千円を限度 オンライン環境の整備については2,100千円のうち200千円を限度	随時	43
		公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入助成事業	(公財)静岡県市町村振興協会		○	公共施設のユニバーサルデザイン化を推進する市町(除指定都市)及び公共施設等への省エネルギー機器並びに新エネルギー機器を導入する市町に対し助成	市町(除指定都市) 一部事務組合	市町(除指定都市) 一部事務組合	10/10以内 4,400千円を限度	随時	44
		コミュニティ一般助成事業	(一財)自治総合センター		○	コミュニティ活動に直接必要な設備整備に対して助成	市町(除指定都市) コミュニティ組織	市町(除指定都市)	10/10以内 1,000千円～2,500千円を限度	前年度8月	45
	コミュニティセンター助成事業	(一財)自治総合センター		○	住民の行う自主的なコミュニティ活動の推進のために、必要な集会施設の建設整備に対して助成	市町(除指定都市) コミュニティ組織	市町(除指定都市)	3/5以内 15,000千円を限度	前年度8月		
	3 研修会開催、アドバイザーの招へい	地域づくり団体活動支援事業	地域づくり団体全国協議会		○	地域づくり団体が行う地域づくりを目的とした研修を支援するため講師謝金等を助成	全国協議会に登録している地域づくり団体のうち(一財)地域活性化センターの賛助会員	全国協議会に登録している地域づくり団体のうち(一財)地域活性化センターの賛助会員	謝礼100千円限度 旅費100千円限度 1事業につき150千円を限度	前年度3月～ 当年度12月	47
		地域づくりアドバイザー派遣制度	静岡県、(公財)静岡県市町村振興協会 静岡県		○	市町等が行う自主的・主体的な地域づくりに対する支援として、各分野の専門家等の紹介を行い、派遣経費を助成	市町(指定都市は県補助のみ) しずおか未来づくりネットワークに参加する地域づくり団体	市町(指定都市は県補助のみ) しずおか未来づくりネットワークに参加する地域づくり団体	〈県補助額〉 報償費相当額の1/2(上限30千円) 〈協会補助額〉 報償費相当額のうち、県補助額を除いた額(上限100千円) 報償費相当額の1/2(上限30千円)	随時	51

令和5年度 地域づくりへの支援制度一覧

支援区分	事業名	所管	ソフト・ハード別		事業概要	事業実施主体	補助先	補助率・限度額	募集時期	頁		
			ソフト	ハード								
第1 市町主体の地域づくりへの支援	3 研修会開催、アドバイザーの招へい	地域防災人材バンク	静岡県	○		地域や職場での防災活動に指導者やアドバイザー等として協力・貢献できる「ふじのくに防災士」「ふじのくに防災フェロー」「ふじのくに防災マイスター」の名簿を公開し、自主防等の依頼により派遣	自主防・事業所等	—	—	随時	56	
		県政出前講座制度	静岡県	○		県が取り組む事業や施策について、県の担当者が地域や県施設等において、担当者ならではの情報や知識を県民へ説明	学校、事業所等	—	—	随時	57	
		静岡県景観形成推進アドバイザー制度	静岡県	○		市町等が行うまちづくりを、景観形成の視点から支援するため、景観・まちづくり等の専門家の紹介を行い、派遣経費を助成	市町(除指定都市) 景観形成活動団体(除指定都市)	市町	全額助成 アドバイザーの派遣に要する経費(謝金・旅費)	随時	59	
		地方創生アドバイザー事業	(一財)地域活性化センター	○		地域社会の活性化を図ることを目的として、適切な助言を行う各分野の専門家を招聘して実施する、自主的・主体的・継続的な地域づくり活動に対する支援	市町(除指定都市)、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会	市町(除指定都市)、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会	全額助成 謝金 100千円を上限 交通費 実費 宿泊 実費 1人1泊につき、13.3千円を上限 計 200千円を上限	前年度 11月～1月	62	
		地域再生マネージャー事業	外部専門家短期派遣事業	(一財)地域総合整備財団	○		地域再生に取り組もうとする市町に対し、財団から知識やノウハウを有する外部専門家を派遣し、現地調査、必要な助言・協働等を行うことにより地域再生を促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域作りを支援	①市町(除指定都市) ②複数の市町	外部専門家	全額助成 外部人材派遣費用(旅費・謝金)	随時	63
			ふるさと再生事業	(一財)地域総合整備財団	○		地域再生に取り組む市町が、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部専門家を活用する場合、その費用の一部を助成することにより地域再生を促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域作りを支援	①市町(除指定都市) ②複数の市町(広域連合等地方自治法に基づく団体)	①市町(除指定都市) ②複数の市町(広域連合等地方自治法に基づく団体)	2/3以内 ①7,000千円以内 ②10,000千円以内	前年度 11月～12月	64
		公民連携アドバイザー派遣事業	(一財)地域総合整備財団	○		公民連携手法による公共施設等の整備、維持管理や運営等を推進する地方公共団体の要請に応じ、専門家又は(一財)地域総合整備財団職員等を派遣	市町	市町	全額助成 アドバイザー等の派遣に要する経費(謝金・旅費)	前年度 12月～1月	65	

令和5年度 地域づくりへの支援制度一覧

支援区分	事業名		所管	ソフト・ハード別		事業概要	事業実施主体	補助先	補助率・限度額	募集時期	頁
				ソフト	ハード						
第2 特定の地域向け支援（過疎地域等）	過疎地域持続的発展支援交付金	持続的発展支援事業	総務省	○		ICT等技術活用事業で目的が①～⑥のいずれかのもの及び人材育成事業 ①産業振興（スモールビジネス振興） ②生活の安心・安全確保対策 ③集落の維持・活性化対策 ④移住・交流・若者の定住促進、田園帰帰の促進 ⑤地域文化伝承対策 ⑥環境貢献施策の推進	県市町（過疎市町）	県市町（過疎市町）	交付限度額 定額20,000千円	前年度 3月頃	67
		遊休施設再整備事業		○		廃校舎等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費に対して交付	市町（過疎市町）	市町（過疎市町）	1/3以内 交付限度額60,000千円	前年度 3月頃	68
		集落ネットワーク圏形成支援事業		○	○	過疎集落等を対象に、継続的な集落の維持活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏におけるモデル的な取組に要する経費に対して交付	地域運営組織等	市町（過疎、特定農山村、振興山村、半島、離島、辺地等の地域を有する市町）	交付限度額 定額15,000千円（原則）	前年度 3月頃	69
	集落活性化推進事業費補助金		国土交通省	○		地方の条件不利地域において、公益サービス、生活サービス、地域活動等の維持確保を図るため、既存の施設を活用した生活機能の再編・集約に係る改修等の施設整備等に補助を行い、「小さな拠点」の形成を推進	市町、NPO法人等（間接補助）	市町、NPO法人等（間接補助）	市町：1/2以内 NPO法人等（間接補助）：1/3以内	例年12月頃	70
	辺地対策事業債及び過疎対策事業債		総務省	○		辺地と他地域との生活水準の格差を是正するために辺地総合整備計画に基づいて行う事業の実施に当たり、市町村が必要とする経費については辺地対策事業債が充当可能	市町	—	・充当率原則として100% ・元利償還金の80%が基準財政需要額に算入	起債申請 5月	72
				○	○	過疎地域の持続的発展を図るために過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の実施に当たり、市町村が必要とする経費については過疎対策事業債が充当可能	市町	—	・充当率原則として100% ・元利償還金の70%が基準財政需要額に算入	起債申請 5月	
	地域活性化事業債		総務省	○		以下の対象事業について市町の取組を支援 ①地域経済循環の創造 ②人材力の活性化 ③地域の歴史文化資産の活用 ④一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保 ⑤連携中枢都市圏構想の推進 ⑥定住自立圏構想の推進 ⑦合併の円滑化	市町	—	・令和4年度からの継続事業及び令和5年度新規事業は、充当率90% ・元利償還経費30%が後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入	当初協議：4月 二次協議：11月	73

令和5年度 地域づくりへの支援制度一覧

支援区分	事業名		所管	ソフト・ハード別		事業概要	事業実施主体	補助先	補助率・限度額	募集時期	頁
				ソフト	ハード						
第3 まち・ひと・しごと創生	デジタル田園都市国家構想交付金	デジタル実装タイプ	内閣府	○	○	デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を国が交付金により支援	市町、県	市町、県	交付上限 TYPE1 1億円(補助率1/2) TYPE2 2億円(補助率1/2) TYPE3 6億円(補助率2/3) マイナンバー 3億円(補助率10/10)	前年度2月	75
		デジタル実装タイプ							補助率 高水準タイプ: 3/4 標準タイプ: 1/2 交付上限 ①サテライトオフィス等整備事業 ハード: 最大9,000万円/施設 ソフト: 最大1,200万円/団体 ②サテライトオフィス等開設支援事業 同上 ③サテライト等活用促進事業 最大1,200万円/団体 ④進出支援事業 最大100万円/社 ⑤企業定着・地域活性化支援事業 最大3,000万円/事業	前年度1月	76
		地方創生推進タイプ	内閣府	○	○	・地方版総合戦略の本格的な推進に向け、自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援 ・地域再生計画(5か年度以内の複数年度の事業も可)の認定を受けた事業に対して交付	市町、県	市町、県	1/2 ※上限(1事業あたり) 中核中核都市 ・先駆タイプ: 2.5億円 ・横展開タイプ: 8,500万円 ・Society5.0タイプ: 3億円 その他の市町 ・先駆タイプ: 2億円 ・横展開タイプ: 7,000万円 ・Society5.0タイプ: 3億円 ※中核中核都市: 5事業以内(広域連携事業は2事業まで追加可) ※その他の市町: 4事業以内(広域連携事業は1事業まで追加可)	<第1回募集> 交付金実施計画 申請: 前年度1月 <第2回募集> 交付実施計画 申請: 6月	77
		地方創生推進タイプ	内閣府		○	・地方版総合戦略に位置づけられ、省庁の所管を超える以下の2種類以上の施設の総合的な整備を支援 <交付対象分野> 道(市町村道・広域農道・林道) 污水处理施設(公共下水道等) 港(重要港湾、地方港湾等)	市町、県	市町、県	対象分野ごとに設定	事前調査 前年度6月 正式申請 前年度1月	78
	地方創生拠点整備タイプ	内閣府	○	○	・地方版総合戦略に位置づけられた、自治体の自主的・主体的で先導的な事業に必要な施設整備等を支援	市町、県	市町、県	補助率: 1/2 交付上限: 規定なし (5億円/事業が目安)	<第1回募集> 交付金実施計画 申請: 前年度1月 <第2回募集> 交付実施計画 申請: 6月	79	

令和5年度 地域づくりへの支援制度一覧

支援区分	事業名	所管	ソフト・ハード別		事業概要	事業実施主体	補助先	補助率・限度額	募集時期	頁
			ソフト	ハード						
第3 まち・ひと・しごと創生	地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税)	内閣府	○	○	・企業版ふるさと納税 地域再生計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を行った企業に課税の優遇措置（最大で寄附額の約9割）	市町、県	市町、県	対象：100千円/回以上の寄附	随時	80
			○		・人材派遣型 専門的知識やノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進し、地方創生のより一層の充実・強化を図る					
	★注目！ ローカルスタートアップ支援制度 及びローカル10,000プロジェクト	総務省	○		産学金官の連携のもと、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型の事業を全国各地で立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を活用する事業を含め、地域資源を活用した事業の立ち上げを各段階に応じて幅広く支援	市町、県	市町、県	原則、公費による交付額の1/2 新規性・モデル性の高い事業は10/10 (条件不利地域の嵩上げあり)	随時	81
	地域活性化起業人制度 (企業人材派遣制度)	総務省	○		三大都市圏に所在する企業等の社員が、そのノウハウや知見を活かし、一定期間、地方自治体において、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事することで、地方自治体と企業が協力して、地方圏へのひとの流れが創出できるような取り組みに対し、総務省が特別交付税措置にて支援	市町	市町	①受入期間前に要する経費 500千円上限 ②受入期間中に要する経費 5,600千円上限 ③企業人発案・提案した事業に要する経費 500千円上限	随時	83
	構造改革特区	内閣府	○		実情にそぐわない国の規制を、地域を限定して改革することにより、構造改革を進め、地域を活性化させる制度	市町、県	—	—	特区計画の認定申請：年3回（5月、9月、1月）	84
	人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付事業 (地域イベント助成事業・公共スポーツ施設等活性化助成事業移管)	(公財)地域社会振興財団	○	○	高齢社会対策大綱、少子化社会対策大綱、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略などの実現に資するために行う事業に対し、交付金を交付することにより、地域社会の振興に寄与する	市町、県	市町、県	定額 (参考：R5 1団体300万円程度)	前年度12月～1月	89

令和5年度 地域づくりへの支援制度一覧

支援区分	事業名	所管	ソフト・ハード別		事業概要	事業実施主体	補助先	補助率・限度額	募集時期	頁
			ソフト	ハード						
第4 移住・定住に向けた支援	地域おこし協力隊	総務省	○		都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者の活動費等を総務省が特別交付税措置にて支援	市町	市町	募集等に要する経費 3,000千円を上限 活動に要する経費 一人当たり4,800千円 サポートに要する経費 2,000千円を上限 起業に要する経費 一人当たり1,000千円 2泊3日以上の地域協力活動の体験プログラムに要する経費 1,000千円を上限 地域おこし協力隊インターンの実施に要する経費 1,000千円を上限 地域おこし協力隊インターン参加者の活動に要する経費 一人当たり12千円/1活動日 任期を終了した者が引き続き定住するための空き家の改修に要する経費 措置率0.5	随時	90
	地域プロジェクトマネージャー	総務省	○		重要プロジェクト実施の際、現場責任者としてプロジェクトを推進する地域プロジェクトマネージャーの報償費等を総務省が特別交付税措置にて支援	市町	市町	一人当たり6,500千円	随時	92
	集落支援員制度	総務省	○		地域の実情に詳しい人材の集落への「目配り」等を市町と協働する場合の経費を総務省が特別交付税措置にて支援	市町	市町	一人当たり4,450千円	随時	93
	特定地域づくり事業協同組合制度	総務省	○		組合で雇用した地域づくり人材を事業者に派遣することで地域の担い手を確保	中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合	市町	組合運営費の1/2を市町村が財政支援(市町村負担1/2を特別交付税措置)	随時	94
	移住・定住・交流推進支援事業	(一財)地域活性化センター		○	○	地方が都市住民などを受け入れる移住・地域交流の推進により、地域を活性化することを目的として、地域団体もしくは市町が自主的・主体的に実施する移住・定住・交流を推進する事業に対して助成	市町(除指定都市)、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会(一部、地域団体等も含む)	市町(除指定都市)、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会	100%以下 2,000千円を上限	前年度 12月下旬～ 2月上旬

令和5年度 地域づくりへの支援制度一覧

支援区分	事業名	所管	ソフト・ハード別		事業概要	事業実施主体	補助先	補助率・限度額	募集時期	頁
			ソフト	ハード						
第5 地域団体 支援などへの	コミュニティ活動集団育成事業	静岡県コミュニティづくり推進協議会	○		原則として、中学校区を超えない区域で活動する住み良い地域をつくるために活動する集団の活動経費を助成	コミュニティ団体	コミュニティ団体	1集団あたり初年度70千円、翌年度30千円	6月	96
	ボランティア育成・活動推進助成	(福)静岡県社会福祉協議会	○	○	県内で活動しているボランティアグループ・NPO法人等に助成	ボランティアグループ、NPO法人	ボランティアグループ、NPO法人	1グループあたり上限額 ・活動推進助成：200千円以内 ・先駆的(モデル的)活動助成：500千円以内 ・セルフヘルプグループ活動支援事業：200千円以内 ・しずおかの居場所助成：150千円以内	5月上旬	97
第6 ICTを活用した地域活性化	無線システム普及支援事業	高度無線環境整備推進事業		○	5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、地理的に条件不利な地域において、地方公共団体や電気通信事業者等が、高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助	市町、県、民間事業者等	市町、県、民間事業者等	<地方公共団体> 離島2/3 離島以外条件不利地域1/2 <民間事業者> 離島1/2 離島以外条件不利地域1/3	前年度1月～2月	99
		携帯電話等エリア整備事業	総務省		○	条件不利地域において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設、伝送路施設を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局の開設に必要な伝送路施設や高度化施設を整備する場合に、その費用の一部を補助	市町、県、民間事業者	市町、県、民間事業者	1/2 ※条件により2/3	例年6月頃
	地域デジタル基盤活用推進事業	総務省	○	○	「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、地方公共団体等によるデジタル技術を活用した地域課題解決の取組を総合的に支援	市町、県、民間事業者・団体等	市町、県、民間事業者・団体等	1/2 ※地方公共団体が補助事業者となる場合の地方負担分(1/2)については過疎対策事業債、辺地対策事業債、公共事業等債、一般補助施設整備等事業債えお起債可能	前年度3月～当年度5月	102
	◎静岡県ICTエキスパート派遣事業	静岡県		○	★自治会等デジタル化に活用可 市町、市町教育委員会、NPO等が行う情報通信技術・データを活用する取組に対し、ICT等及びその利活用に係る知識及び経験が豊富な人材を派遣し、専門的なコーディネート、アドバイス等を実施	市町、市町教育委員会、NPO等	—	※県からICTエキスパートへ謝金、旅費を支給	第1回募集：4月～5月 第2回募集：6月～8月(予定) ※予算執行状況により追加募集	103
	静岡県ふじのくにデジタルサポーター育成事業	静岡県		○	県内のデジタルデバйд解消に向けて、県所管団体の構成員等を対象に講習会を開催し、デジタルに関する基礎的な知識や機器の使い方等の習得を通じて、地域の中の身近な相談役(ふじのくにデジタルサポーター)として活躍できる人材を育成	県 ※民間事業者へ委託	—	—	4月～5月	104